

# 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学（第四の五に規定する国際卓越研究大学をいう。）の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

## 第二 大学における教育及び研究の特性への配慮

国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならないものとする。（第二条関係）

## 第三 基本方針

一 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（第三条第一項関係）

二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。（第三条第二項関係）

- 1 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項
- 2 第四の一の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項
- 3 第五の一に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての認可に関する基本的な事項
- 4 第七に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項
- 5 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項
- 6 その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

- 三 基本方針は、科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。 (第三条第三項関係)
- 四 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。 (第三条第四項関係)
- 五 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならないものとする。 (第三条第五項関係)

#### 第四 国際卓越研究大学の認定

- 一 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。 (第四条第一項関係)
- 二 一の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、三の1から7までのいずれにも該当していることを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならないものとする。 (第四条第二項関係)
  - 1 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 2 認定を受けようとする大学の名称及び所在地
  - 3 その他文部科学省令で定める事項
- 三 文部科学大臣は、一の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の1から7までのいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。 (第四条第三項関係)
  - 1 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
  - 2 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
  - 3 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
  - 4 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
  - 5 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

6 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

7 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

四 文部科学大臣は、一の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第四条第四項関係)

五 文部科学大臣は、一の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学(以下「国際卓越研究大学」という。)の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならないものとする。

(第四条第五項関係)

六 文部科学大臣は、国際卓越研究大学が三の1から7までのいずれかに該当しなくなったと認めるときは、一の認定を取り消すことができるものとする。

(第四条第六項関係)

七 四及び五の規定は、六の規定による認定の取消しについて準用するものとする。

(第四条第七項関係)

#### 第五 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等

一 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする二の2のイからホまでに掲げる事業の実施に関する計画(以下「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。)を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができるものとする。

(第五条第一項関係)

二 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(第五条第二項関係)

1 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

2 1の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期

イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材(以下「技術者等」という。)の確保

ニ 技術者等の育成に資する活動

ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

3 2のイからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

4 その他文部科学省令で定める事項

- 三 文部科学大臣は、一の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の1から3までのいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。 (第五条第三項関係)
- 1 基本方針に適合するものであること。
  - 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 3 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。
- 四 文部科学大臣は、一の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第五条第四項関係)
- 五 文部科学大臣は、一の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならないものとする。 (第五条第五項関係)
- 六 一の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者 (以下「認可設置者」という。) は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。 (第五条第六項関係)
- 七 三から五までの規定は、六の規定による変更の認可について準用するものとする。 (第五条第七項関係)
- 八 認可設置者は、一の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画 (六の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。) に従い、二の二のイからホまでに掲げる事業を実施しなければならないものとする。 (第五条第八項関係)

## 第六 機構の業務の特例

機構は、次に掲げる業務を行うことができるものとする。 (第六条関係)

- 1 認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、第五の二の二のハからホまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 第七 機構の助成

機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、第八の一に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五の二の二のイからホまでに掲げる事業に関する助成 (以下「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。) を行わなければならないものとする。 (第七条関係)

## 第八 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

- 一 機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大

学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。 （第八条第一項関係）

二 文部科学大臣は、一の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かななければならないものとする。 （第八条第二項関係）

三 機構は、一の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならないものとする。 （第八条第三項関係）

## 第九 定期報告

認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならないものとする。 （第九条関係）

## 第十 報告又は資料の提出

文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。 （第十条関係）

## 第十一 認可計画の認可の取消し

一 文部科学大臣は、認可設置者が次の1から5までのいずれかに該当するときは、第五の一の認可を取り消すことができるものとする。 （第十一条第一項関係）

1 認可計画が第五の三の1から3までのいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

2 第五の六の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

3 認可計画に従って第五の二の2のイからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。

4 第九の規定に違反したとき。

5 第十の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第五の四の規定は、一の規定による認可の取消しについて準用するものとする。 （第十一条第二項関係）

三 文部科学大臣は、一の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。 （第十一条第三項関係）

## 第十二 国の援助

国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。 （第十二条関係）

### 第十三 附則

#### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二の規定は、公布の日から施行するものとする。  
(附則第一条関係)

#### 二 準備行為

文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができるものとする。  
(附則第二条関係)

#### 三 検討

政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。  
(附則第三条関係)

#### 四 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

機構は、第六に規定する業務を行うものとともに、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、実施方針に従って、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務と、第六の1に規定する業務を一体的に実施しなければならないものとする。  
(附則第四条関係)

#### 五 その他

地方税法及び文部科学省設置法について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第五条及び第六条関係)